

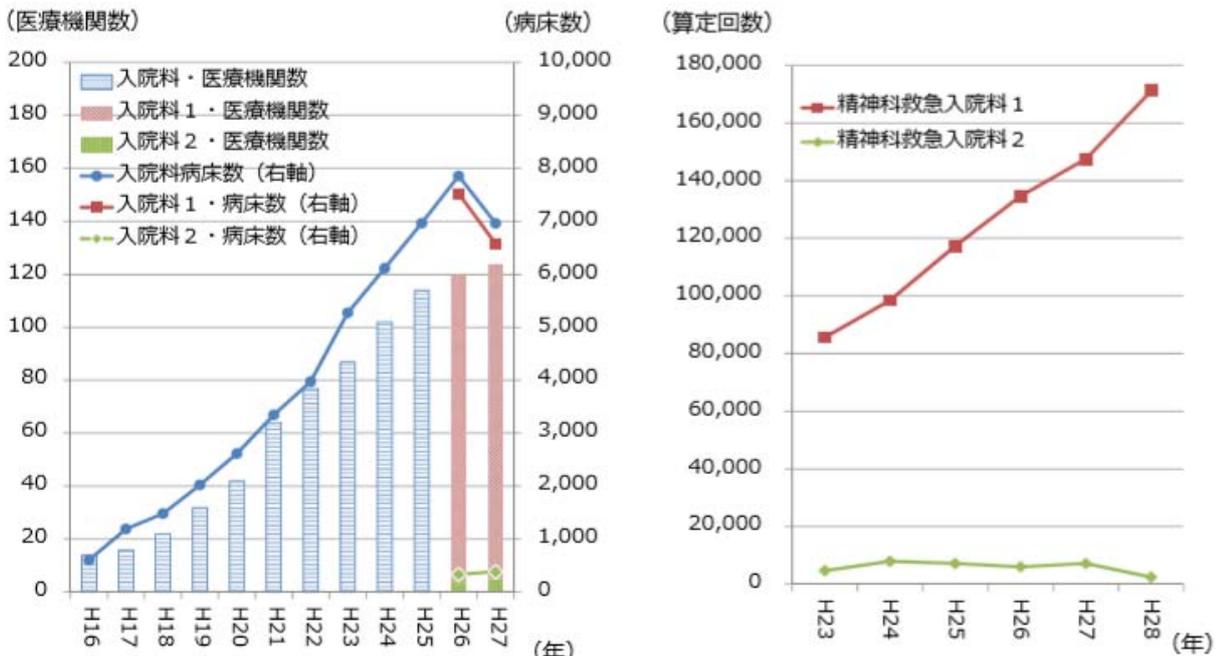
精神科救急入院料について

		精神科救急入院料	
		1	2
人員配置	医師	常勤医師 16:1 指定医 病院常勤5名 病棟常勤1名	
	看護	看護師 10:1	
	その他	病棟常勤 精神保健福祉士2名以上	
	施設基準	<ul style="list-style-type: none"> ・1月間の延べ入院日数のうち 4割以上が新規患者 ・年間新規患者のうち6割以上が措置、緊急措置、医療保護、応急、鑑定及び医療観察法入院 	
点数	施設基準	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科救急医療体制整備事業において基幹的な役割を果たす ア常時精神科救急外来診療が可能。時間外、休日又は深夜における診療件数年間200件以上、又は都道府県・圏域人口万対2.5件以上 イ精神疾患に係る時間外、休日又は深夜における入院件数が年間20件以上 ウ全ての入院形式の患者受入が可能 ・都道府県・圏域における1年間の措置、緊急措置、応急入院に係る新規入院患者のうち1/4以上又は20件以上を受入 	
	措置入院患者、鑑定入院患者、医療観察法入院患者を除いた新規入院患者のうち6割以上が入院日から起算して3月以内に退院し在宅へ移行	措置入院患者、鑑定入院患者、医療観察法入院患者を除いた新規入院患者のうち4割以上が入院日から起算して3月以内に退院し在宅へ移行	
	入院日から起算して3月を限度として算定	入院日から起算して3月を限度として算定	
点数	3,557点(～30日) 3,125点(31日～)	3,351点(～30日) 2,920点(31日～)	

57

精神科救急入院料の届出医療機関数・病床数・算定回数

○ 精神科救急入院料の届出医療機関数と病床数は、増加傾向にある。



出典：保険局医療課調べ(平成27年7月)

出典：社会医療診療行為別統計・調査